

2027 コードとISの更新プロセス

第2草案主な変更点の概要 世界ドーピング防止規程

エグゼクティブ・サマリー

<u>利害関係者協議段階において</u>提供された利害関係者のコメントを慎重に検討・考慮し、また、<u>第2次起草段階における</u>アンチ・ドーピング・コミュニティとの広範な協議を経て、規程起草チームは、現在進行中の <u>2027 年規程及 び IS 更新プロセスの</u>一環として、2027 年世界ドーピング防止規程(WADA 規程)の第2次起草においてさらなる変更を提案した。

本文書の目的は、2027 年章典の第 2 草案で提案された主な変更点を要約することであり、その主な変更 点は、2027 年章典の第 1 草案で提案され、対応する第 1 草案の主な変更点の要約で要約さ のを踏まえたものである。第 1 草案の「主な変更点の要約」は黒字で、第 2 草案の「主な変更点の要約」は緑字で、以下に繰り返し記載する。

第2次草案での変更点のうち、特に注目に値するものは以下の通りである:

- 人権に関するより具体的な言及。
- 被保護者が特別な配慮を受ける規定の多くに、被保護者ではない未成年者が含まれていること。
- o 競技者が故意又は不注意にドーピング防止規則違反を犯すことのないようにするため の、競技者支援要員の責任に焦点が当てられる
- 匿名化された試料を用いた研究に関して、競技者の同意が必要とされる場合の明確化。
- コティエ報告書の重要勧告を実施するため、独立審査専門家を設置する新条項を導入する。
- WADA以外のすべての関係者に対する統一されたアピール期限の設定。
- NADOの業務上の独立性の定義が拡大され、一部の利害関係者の現在の実務に影響を与える。
- アンチ・ドーピング規則違反の決定の公表義務の例外に関する更なる議論の呼びかけ。

以下のセクションでは、2027年規約の第2草案におけるより重要な変更点を、条文ごとに簡潔にまとめている



世界アンチ・ドーピング・プログラムの目的、範囲および組織 第1部: 序論

世界ドーピング防止規程の基本的根拠

これらの規定は、WADA の教育・倫理チームからの提言に基づき、WADA の人権コンサルタントの意見を加えて更新されたものである。また 、人権の重要性が本規定においてさらに強調されている。

第2条 アンチ・ドーピング規則違反

第2条第1項第1号及び第2条第2項第2号に対する第7号及び第10号の解説は、2つの点を明確にしている。第一に、競技者は、ドーピング防止規則違反の対象となる前の禁止物質の使用について起訴されることはない-ただし、そのことは、当該競技者の団体における会員身分を拒否する正当な根拠となり得る。しかし、一旦競技者がドーピング防止規則の適用対象となれば、検体中の禁止物質の存在は、当該競技者がドーピング防止規則の適用対象となる前に当該物質が使用さことに起因する分析結果であったとしても、ドーピング防止規則違反となる

第4.3条 禁止リストに物質および方法を含める基準

物質又は方法が禁止リストに掲載されるためには、以下の 3 つの基準のうち 2 つを満たす必要がある: (1)スポーツのパフォーマンスを向上させる可能性、(2)競技者に対する潜在的な健康リスク、(3)スポーツ精神の違反。物質又は方法を禁止リストに掲載するか否かの WADA の決定は、常に異議申立ての対象とはならない。今回の変更により、物質又は方法がこれらの基準のいずれかを満たすか否かも、WADAの判断に基づくことが明確になった。

第4.4条 治療目的使用の免除

WADA 規程のこの詳細の多くは、治療目的使用の特例に関する国際基準に移された。TUE プロセスの実質的な側面で、かなりの議論を呼んでいるが、まだ解決されていないものがある。それは、遡及的なTUEに関して、特に「結果」の賦課において、より大きな柔軟性を持たせるべきかどうかという問題です。受領した関係者のフィードバックに基づき、WADA 規程起草チームは、治療目的での使用に関する適用除外に関する国際基準の第4.2条に定める TUE を取得するための基準を満たしている(ただし、競技者が遡及的 TUE の基準を満たしていない)ドーピング防止規則違反のケースにおける適切な制裁の柔軟性について引き続き検討している。

このようなケースにおいて、より寛大で柔軟な制裁制度に対する利害関係者の強い支持があった一方で、コード起草チームは、このような制 裁制度がどのようなものであるかについて、さらなるフィードバックを求めている。特に

- 1. 譴責処分から 2 年間の資格停止期間を課すために、標準的な「過失」分析を適用する ことはこのような場合においてうまく機能しないように思われる。特に、競技者は遡及的 TUE の基準を満たさず、単に TUE の事前申請を怠っただけであることが多いため、競技者の過失は、そのような文脈において/そのような定義を用いることによって、しばしば高く評価され得る。
- 2. 一つの可能性として、このような治療的使用のケースに対して、(濫用物質に関する制度と同様に)特定の独立した制裁制度を設けることが考えられる。例えば、以下のような規定である:

「第 10.2 項の他のいかなる規定にもかかわらず、競技者が、その存在、使用又は *使用の企て*若しくは*保有が、治療目的使用の除外に関する国際基準*第 4.2 項の基準に合致 していたことを証明できる場合、*資格停止期間は、競技者の過失の*程度に応じて、3 ヶ 月から 6 ヶ月の間とする。本条[x]において定められた*資格停止*期間は、第 10.6 項のいかなる規定にも基 づく削減の対象とはならない。"



- 3. もう一つの選択肢は、このようなケースにおいて、単純に3ヶ月の固定制裁を設けることであろう(これには、簡素化というメリットもあり、ADO/審判委員会が過失を評価するために時間を費やす必要がないというメリットもある)。
- 4. もし、制裁措置が全く課されないとすれば、(TUE の手続とは異なる手続を経 ているとはいえ)名目上、遡及的に TUE を認めることになる懸念がある。このことは、競技者が事前に TUE を申請する意欲を失わせるおそれがあり、また、他の潜在的な影響についても慎重に検討する必要がある。例えば、このアプローチは、第 4.2 条の基準を満たすか否かを遡及的に判断しようとする ADO / 聴聞パネルに過度なプレッシャーを与えるおそれがあるのではないか? また、非常に複雑で時間のかかる遡及的 TUE プロセスと、それに付随するWADA 規程の制裁プロセスを設定することになり、最終的に全く同じ結果になるのではないかという懸念もある。これが利害関係者から望まれる政策的アプローチである場合、事前に TUE を申請する必要性を排除し、競技者が第 4.2 条の基準を満たした場合、(将来的であれ、遡及的であれ)TUE を取得することを明記する方が、より分かりやすいのではないでしょうか?

広範な議論及び関係者のフィードバックの検討の結果、WADA TUE グループは、上 記の問題に対処するために以下の解決策を勧告した:新たな第 10.2.4 条が追加され、競技者が禁止物質又は禁止方法を使用した際に、 その使用が治療目的使用の除外に関する国際基準に規定された TUE 基準を満たしていたこと を証明することができる場合には、一律 2 ヶ月の資格停止期間(更なる削減の対象とはならな い。

第6.3条 試料に関する研究

競技者の検体に関する研究は、常に、検体が特定の競技者に遡及することを防止する 方法で匿名化されるものとする。その場合であっても、 競技者の検体を用いた研究に対する競技者の同意は、 特定の限定された状況において必要とされる。本条への変更により、当該状況がより明 確に定義され、例示される。

第6.5条 結果管理前または管理中の検体の更なる分析

本条は、検体がドーピング防止規則違反の告発の根拠となることを RMA が競技者 に通知する前、又は当該事件が最終的に解決された後に、 分析機関は検体について反復 分析又は追加分析を実施することができることを明確にするために改訂された。競技者が起訴されてから当該事 案が完了するまでの間、検体に関する追加 分析は、競技者の同意又は聴聞パネルの承認を得た場合にのみ実施することができる。

第7.5条 暫定的な出場停止処分

現行規程において、関係者は、(治療を伴う)資格停止期間が 1 ヶ月しかない場合、結果 管理プロセスを実施し、濫用物質に対して暫定的資格 停止処分を科すことの難しさを指摘してい る。本草案では、特定物質以外の物質に関する「分析上の不適合所見」及び「旅券上の不適合所見」 」に適用される強制的な「暫定的資格停止処分」は、乱用物質には適用されない。

主要競技大会組織によって課された暫定的資格停止が、競技大会の終了を超えない場合、または第 15.1.4 条に基づき他の署名加盟国を拘束しない場合、第 15.2 条の改定は、暫定的資格停止が課されるべきかどうかについて、RMA が速やかに独自の判断を下すことを規定する。

改正後の第 7.4.1 条は、強制的な暫定的資格停止処分は、ドーピング防止規則違 反の可能性が最初に通知された時点で、RMA によって課されるものと規定している。この暫定的資格停止処分は、当該違反が 汚染源に関係するものであること、又はその他の関連する要素、例えば、暫定的資格停止処 分を既に受けた期間がドーピング防止規則違反に対して課される可能性のある資格停止期間を 超える場合等についての当該人の十分な根拠に基づく主張に基づいて、同じ RMA によって解除されることがある。 聴聞機関が暫定的資格停止処分を解除しないことを決定した後、当該聴聞機関のみが、 新たな情報に基づいて、暫定的資格停止処分を解除することを決定することができる。上記の例外として、主要競技大会機関によって課された暫定的資格停止処分が競技大会の終了まで継続される場合、暫定的資格停止処分は、競技大会の終了後も効力を有し、かつ、審



暫定的資格停止処分の解 除申請は、該当する国際競技連盟またはその審問機関に提出され、またはその審 査機関によって検討される。

第7.8条 独立審査専門家による審査対象事件

本条は、独立検察官である Eric Cottier 氏の勧告に基づく全く新しい条文であり、WADA 常任理事会によって概念的に承認されている。要約すれば、本条は、ADO が有害分析結果の報告を受領し、かつ、検査に関する国際基準又は検査施設に関する国際基準からの明白な逸脱がなく、かつ、競技者が治療目的の適用除外を有していない場合、ADO が競技者に通知することなく、かつ、結果管理手続に従うことなく、単に事案を終了させることはできないことを明確にするものである。このような状況において1) 競技者に通知されなければならない; 2) 当該事案が終了する前に、ADO は、WADA にコピーを添付した上で、独立したレビュー専門家による意見の要請を提出しなければならない; 3) 独立したレビュー専門家は、ファイル及び必要とみなされるその他の情報を検討した後、事案の特定の状況において通常の結果管理手続からの離脱が正当化されるか否かを助言する意見書及び勧告書を、WADA にコピーを添付した上で、ADO に対して発行するものとする; 4) 独立審査専門家の意見及び勧告を受領した後、ADO は、通常の結果管理を続行するか、又は違反の分析結果を却下するかについて、書面による決定を行うものとする; 5) ADO の決定の写しが、独立したレビュー専門家の意見及び勧告とともに、当該決定を不服とする権利を有する他の各当事者に提供される; 6) ADO が、独立審査専門家の意見及び勧告を求めることなく、又は独立審査専門家の意見及び勧告に反して通常の結果管理手続を進めずに、分析結果不一致の事件を却下した場合であって、最終的にドーピング防止規則違反があったことが不服申立てによって決定された場合には、WADA 規程第 24 条及び「署名当事者に対して、不服申立て手続に関連して発生した費用及び合理的な弁護士費用を弁済することが求められる。本条は、各加盟者の規則に変更なく組み込まれなければならない(第23.2.2条)。独立審査専門家プロセスに関する更なる詳細は、結果管理に関する国際基準に記載されている。

第10.2条に基づく出頭、使用、使用未遂、所持に対する制裁スキーム

現行コードの基本スキームは以下の通り:

- 非特定物質と方法:
 - 競技者が当該使用が故意によるものではないことを証明できない限り、4 年間の 資格停止期間。(故意とは、競技者が、当該行為がドーピング防止規則違反を構成することを知っていたか、又は当該行為がドーピング防止規則違反を構成する重大なリスクがあることを知っていたことと定義される)。
 - o 競技者が故意による使用でないことを証明できる場合、2年間の資格停止期間。
- -特定の物質または方法。(ただし、濫用物質に関する特別規則および競技中のみ禁止される物質を除く)。
 - 意図的な使用であることをRMAが証明できれば4年間。
 - O RMAが故意による使用であることを証明できない場合、2年間。

資格停止期間 2 年を下回るためには、競技者は、無過失若しくは無過失、 又は重大な過失若しくは過失がないことを証明することが要求される。両者とも、被保護者及びレクリエーショナル競技者を除き、競技者がその 体内における禁止物質の出所を立証することを要求する。



2021年WADA規程の施行以来、多くの疑問が提起されてきた。競技者が故意に違反を犯したのとは対照的に、単に無謀であった場合には、資格停止期間は異なるべきであるか?競技者は、自己の体内における禁止供給源を立証することなく、当該使用が故意によるものではないことを証明することができるのか?禁止物質の供給源を立証する上で、どのような事実を考慮すべきか?特定の事案の事実を分析する際に、当該使用が故意であったか、無謀であったか、重大な過失がなかったか、又は過失がなかったかを決定する上で、競技者の過失の程度をどのような順序で考慮すべきか。これらの問題は、有害分析結果が汚染源に由来するものであることを立証しようとする競技者の試みが関係する場合に、特に顕著となる。

この2027年規程の最初の草案では、非特定物質と特定物質および特定方法について、誰が故意でないことを証明する責任を負うかの違いは変わらない。濫用物質や競技においてのみ禁止される物質に関する例外規定も変わらない。また、保護対象者及びレクリエーショナル競技者については、体内の禁止物質の出所を証明する必要がないという特別な扱いも変わらない。第1に、違反が故意ではなく、無謀であったか否か、第2に、競技者が、禁止物質がどのように体内に入ってきたかを立証できるか否かである。新たな制裁スキームは以下の通りである:

10.2.1. 非特定物質又は方法 & 競技者が、禁止物質がどのようにして当該競技者の体内 に入ったかを立証できる場合

- 競技者が故意による使用でないことを証明できない限り、4年間の資格停止期間。
- 競技者が、使用が故意ではなく無謀であったことを立証できる場合、3 年間の 資格停止期間。
- 競技者が、当該使用が無謀なものでも故意によるものでもないことを証明できる場合、2年間の資格停止期間。
- 競技者が重大な過失又は過失がないことを証明できる場合、0-2 年の期間 資格停止。
- 競技者が無過失を証明できる場合、資格停止はない。

10.2.2 非特定物質又は特定方法であり、かつ、競技者が、禁止物質がどのように体内 に入ったかを立証できない場合

- 4年間の資格停止は既定の制裁である。
- 例外的な場合において、競技者が、信頼できる分析的証拠に基づき、ドーピング防 止規則違反が禁止物質の意図的な使用に適合しないものであったことを、意思決定 機関が十分に納得するよう立証できる場合には、3 年間の資格停止期間。解説 63 は、どのようなものが信頼できる分析証拠とみなされ、また、どのようなものが信頼できない分析証拠とみなされるかの例を示している。
- o 競技者が禁止物質の出所を立証できない場合、重大な過失がないこと又は過失が ないことに基づく制裁の軽減は適用されない。

上記の適用において、解説 60 は、重大な過失がないか、又は過失がないか、又は過失がないかが適用されるか否かを検討する前に、意思決定機関は、特定 物質以外の場合、違反が故意ではないことを立証する責任を競技者が 満たしているか否かを最初に決定しなければならないと規定している。



10.2.3 指定物質又は方法であって、かつ、競技者が、禁止物質が自己の体内 にどのように入ったかを立証できるもの

- 意図的な使用であることをRMAが立証できれば、4年間の無資格期間。
- 無謀な使用であったことをRMAが立証できれば、3年間の無資格期間。
- 故意または無謀な使用であることをRMAが立証できない場合、2年間の資格喪失期間。
- 重大な過失若しくは過失がないこと、又は過失若しくは過失がないことに基 づく更なる減額を得る義務は、依然として競技者にある 。

上記のような第10.2条違反に対するより柔軟なアプローチは、大多数の利害関係者から好意的に受け止められたため、第2草案では実質的な大きな変更は加えられていない。しかし、これらの原則を定めた実際の規程本文は、かなり複雑であると多くの関係者が感じていた。これを是正するため、条文は大幅に修正され、異なるタイプの事実状況をそれぞれ個別に扱うようになった。

第10.2条に3つの小条項が追加された:

第10.2.4条は、第4.4条で前述したTUE特有の状況に対処するものである。

第10.2.5条は、非特定物質と特定物質の所持に関する異なる立証責任と資格停止期間について述べている。

第10.2.6条は、第10.2様々な規定に基づいて資格停止期間を決定する際に使用される、2021年規程の「故意」の特別な定義を再導入するものである。

第10.2.4条 濫用物質

2021年規程の「濫用物質」の扱いに関する利害関係者の意見はおおむね好意的であったが、以下の分野では疑問が呈された:

- o 資格停止期間が1カ月となる可能性があるため、RMAは案件を評価し処理するのに十分な時間を与えられない。
- 資格停止期間を 3 ヶ月から 1 ヶ月に短縮させるために、競技者が「濫用物質プログラムを完了」することを要求することは、論理的に非現実的である。
- 乱用防止プログラムへの加入を義務づけるのは、多くの初犯者にとってやりすぎだ。
- コカ茶の誤飲のように、資格停止期間を短縮するためにリハビリテーションを要求することが適切でない状況もある。
- 多くの関係者は、リハビリを扱うことは自分たちの専門外だと主張し続けている。

こうした懸念を考慮し、新規程の第一草案では以下のようなアプローチをとっている:

- 初回違反の、一律2カ月の無資格期間。初回の違反については、更生の要件や減額の機会はない。
- 同じ濫用物質を含む 2 回目の違反については、資格停止期間は 4 ヶ月となるが、 競技者が濫用物質に関するプログラムに「参加」した場合には、資格停止期間は 2 ヶ月に短縮される可能性がある。また、RMA は、治療プログラムが必要ないと判断した場合(例: コカ茶の摂取)、RMA の裁量により、2 ヶ月の資格停止期間を課すことができる。



第10.2.3条となったが、実質的な変更はない。

第10.3.2条 居場所不明に対する制裁と結果管理

第 2.4 項に基づく居場所情報義務違反に対する制裁は、競技者の過失の程度を 軽減する状況を競技者が立証できるか否かに応じて、最低 1 年まで減額されることを 前提として、2 年である。本条への変更により、第 1 回及び第 2 回の居場所情報義務違反の後においては、 競技者はより厳重な警戒態勢に置かれるべきであると予想されることから、3 回の 居場所情報義務違反全てに対して等しく過失が評価されることが明確になった。

第 7.1.6 条は、居場所情報未提出又は検査未了に起因するドーピング防止規則違反 を開始する責任を有する ADO を明確にする。個人の居場所情報未提出が第 2.4 項に基づくドーピング防止規則違反の可能性を引き起こす場合、当該違反に係る結果管理は、当該競技者が居場所情報未提出時に居場所情報を提出した ADO が行うものとする。個人の検査未了が第 2.4 項に基づくドーピング防止規則違反の可能性を引き起こした場合、ドーピング防止規則違反は、検査を命じた ADO によって管理される。

第10.6.1.2条汚染源

この番号が付された以前の WADA 規程の条文では、"汚染された製品 "を含むアンチ・ドーピング規則違反に対する資格停止期間の短縮が取り上げられていた。新しい "汚染源 "の定義はより広範であり、飲食物、環境汚染、第三者との接触や第三者が触れた物による暴露などの汚染源が含まれる。

汚染源の定義が更に明確化され、身体的接触による汚染の場合には、競技者 を汚染させた第三者が禁止物質を使用、保有、又は曝露している ことを疑わせる 根拠が存在してはならないことが規定された。

第10.7.1条 実質的援助

第10.7.1条の適用範囲を拡大することについて、関係者、特に調査部門を持つ関係者の支持が広まった。第10.7.1条の有用性は、実質的な援助が刑事処分または懲戒処分を「もたらす」ものでなければならないという要件によって制限されていたことが指摘された。この要件は削除された。また、RMAが最初の決定において、資格停止より少ない部分を停止し、受け取った情報の価値に対する後の再考に基づいて、停止された資格停止期間の金額を増加させる可能にする規定も追加された。

本条が適用されるための発動基準は、ADO がドーピング防止規則違反を構成する事実を発見し、又はドーピング防止規則違反を含む事案を提起する「結果となる」情報の提出を要求することにより、幾分厳格化された。最初の WADA 規程の改訂草案における「結果として生じる可能性が高い」という文言は、濫用されやすく、不必要であると考えられていた。それでもなお、ADO が「(例えば、ドーピング防止規則違反を)構成する事実を発見すること」は、実際に事件を提起することとは対照的に、十分である。

新しい記事10.7.2 スポーツにおけるドーピングをなくす努力におけるその他の貴重な情報および支援

この新たな規定は、RMA に対し、第 10.7.1 条に基づく実質的な幇助の基準を満たさな い貴重な情報の受領に基づき、他の方法で適用される 資格停止期間の 15%まで の資格停止を認めるものである(第 10.7.1 条は、資格停止期間の 75% までの資格停止を認めている)。例えば、 ある競技者が、第 10.7.1 条により要求されるような有責性を有する第三者を特定 することなく、どのようにドーピングを行い、その発覚を 回避したかに関する情報を提供したとする。

被保護者または未成年者のドーピング防止に重点が置かれている以外は、大きな変更はない。



第10.8.1条 成果管理契約

現行 WADA 規程の第 10.8.1 条は、4 年間の資格停止期間となるドーピング防止規則違反の嫌疑をかけられた競技者が、通知を受けてから 20 日以内に違反を認め、 資格停止期間を 1 年短縮させることを認めている。利害関係者からは、これは事案の迅速な解決に非常に有用な手段であるとの報告があり、第10.8.1条の適用範囲を拡大するよう要望があった。従って、この規定は、起訴された 資格停止期間が 4 年未満のドーピング防止規則違反に適用されるよう拡大され、25%の減額 が可能となった。

本条文の改訂により、早期の認容及び制裁措置の受諾に対する制裁措置の 25%減額は、ドーピング防止規則違反の可能性に関する最初の通知 に記載された潜在的な資格停止期間ではなく、告発状に記載された資格停止期間から計算されることが明確になった。

第10.9条 複数の違反

新第 10.9.3.4 条。本条は、競技者が、2 回目の違反の分析結果が、競技者の最初の違反の分析結果の 原因となった同一の摂取又は使用による禁止物質の体内残留のみに起因するものであ る立証できるような、特異な状況における結果を明確化するものである。この状況において、競技者は、二回目の有害分析所見に関連する競技結果を 失格とされることになるが、資格停止期間の延長はなく、多重違反規則(第 10.9 項)は適用されない。

第10.14.1条 資格停止または暫定的資格停止期間中の地位

この条文では、暫定的資格停止処分を受けている者、あるいは資格停止期間中の者がこと、あるいはできないことが説明されている。複数の 利害関係者から、この文言を拡大し、例を示すようにとの要望があった。この草案ではそれが行われた。

資格停止又は暫定的資格停止期間中の参加は、結果的にドーピング防止規則違反と なるが、それ自体は独立したドーピング防止規則違反ではない。ドーピング防止規則違反に関連する多くの WADA 規程の規定は、第 10.14.1 項の違反を含むよう拡大された。

第13条および第14.2.2条 アピールに関連する変更点

- 第13.2条不服申立可能な決定のリストが拡大され、次のものが含まれる:審査後の不利な旅券 指摘又は非典型的な旅券指摘を持ち越さない旨の決定、暫定的資格停止処分を科さない旨の決定、居場所不 明記の記録要件が満たされない旨の RMA による決定、及び第 27 条に基づく決定。3(新WADA 規程以前の決定に基づく、競技者が未だ有している資格の存続期間 に対する新WADA 規程の遡及的適用);及び第 5.6.1 項(引退した競技者の競技会への復帰)に基づく結果を 失格とするか又は失格としないかの ADO による決定。
- 第 13.2.3.2 条公平性の観点から、国内レベルの審問機関の決定に対する不服申立ての権利は、 IOC、IPC、IF 及び WADA から、競技者、 競技者の NADO 及び当該決定が下された事案の他の当事者にまで拡大された。
- -第13.2.5条現行WADA 規程においては、第10.7条(実質的な支援)及び第10.7.2条(その他 の価値ある情報)に基づきWADAが下した決定 又は承認は、不服申立てをすることができな かった。本草案では、これらの決定は、恣意的な審査基準に従って不服申立が可能である。 恣意的な審査基準は、5.6.1 項(引退した競技者が競技に復帰する際の 6 ヶ月前通告規 則の適用除外)に基づく WADA の決定にも適用 される。

第 13.1.2 項.WADA、国際競技連盟及び/又は主要競技大会実施機関を当事者とする CAS に対する手続は、 上記当事者が別段の合意をしない 限り、フランス語又は英語で行われるものとする。



新第13.1.4条は、WADAが下した決定に対する不服申し立ては、WADAの決定が恣意的であったかどうかで評価される明確にしている。

第14.2.2項決定を不服とする権利を有する当事者は、フランス語又は英語で作成され、かつ、現実的な範囲において、電子デジタル及びワード検索可能なフォーマットで作成された機械読取り可能な事件ファイルを提供されるものとする。

最初の草案にあった、ケースファイルを機械可読のフランス語または作成しなければならないという要件には、関係者からかなりの反発があった。第2草案では、文書が機械可読形式で作成されることのみが要求され、ケースファイルにフランス語または英語以外の言語の文書が含まれている場合は、各文書の簡単な説明を付したケースファイルの索引をフランス語または英語で提供しなければならない。

第13.2.3.4条WADA以外の当事者に対する不服申立ての期限)は、WADA 当事者に対する一律の不服申立ての期限を定めるために改訂された。その期限は、以下のいずれか遅い方とする: (a)決定の受領後 21 日又は(b)不服申立を行う当事者が第 14.2.2 項に基づき適時にファイル一式を請求する場合には、決定に関するファイル一式の受領後 21 日のいずれか遅い日とする。

第14.3.2条および第14.3.4条 事件の最終決定後の公開義務

第 14.3.2 項に基づく一般的な要請は、事案に関する最終決定後、RMA は結果を 公表しなければならないというものである。現行の第 14.3.4 条は、この一般原則を例外とし、競技者がドーピング防止規則違反 を犯していないと認定された場合には、競技者の同意を必要としている。新 WADA 規程の第 1 草案では、競技者に過失又は過失がないと認定された場合に、 公表義務に対する別の例外が設けられている。

<u>意見募集</u>これらの例外が、無過失または過失が競技者の権利を尊重し、公正さを提供する良いアイデアなのか、あるいはアンチ・ドーピング制度の信頼性に対する透明性の重要性を考慮した悪いアイデアなのかについて、かなりの議論がなされている。この問題に関するさらなるコメントを歓迎する。

第 23.2.2 条及び第 6.2 条(iv)。ドーピング防止以外のスポーツ規制目的のためのドーピング防止検体の使用

現行の WADA 規程は、第 23.2.2 項の解説 114 において、ドーピング・コントロー ル用検体を他のスポーツ規制の目的で使用することが認められていることについて言及 している。本草案において、当該解説の原則は、第 23.2.2 条及び第 6.2 条(iv)の本文に組み込まれた。このような使用に適用される条件は、潜在的なデータ・プライバシーの懸念に対処す るために拡大されている。

23.2.2の文章は短くなったが、実質的な効果は。

新しい定義: NADOの運営上の独立性

現行規程の第20.5.1条および新規程の第1草案では、NADOはその運営上の決定および活動において、スポーツおよび政府から独立していることが求められている。この草案では、「NADOの運営上の独立性」の新たな定義が追加され、この要件がさらに明確化される。

国内ドーピング防止機関の運営上の独立性の定義が大幅に拡大され、例えば、ドーピング・コントロールの責任をスポーツ団体や政府に委任 することの禁止など、従来は禁止されていなかったり、見過ごされて いた活動が含まれるようになった。

パート2: 教育と研究

これらの条文はいずれも、WADA委員会および関連する利益団体によって大幅に更新されている。



第3部:署名当事者とWADAのその他の役割と責務

第20条で特定された各署名国グループの役割と責任に、以下の3つの要件が追加された:

- 競技者支援要員が支援する資格対象者又は未成年者がドーピング防止規則違反を犯した場合に、当該競技者支援要員について自動調査を実施すること、及びドーピング防止規則違反を犯したと認定された複数の競技者に対して支援を提供した競技者支援要員について自動調査を実施すること(*例えば、*20.1.10)。
- 第 21.2 項に基づく義務(ドーピング防止教育を受け、支援する競技者に正確な情報を提供すること)に違反した競技者支援要員に対し、当該違反がドーピング防止規則違反を構成しない場合(*例えば*、20.1.17)、懲戒処分を課すことを可能とする行動規範の規定を採択し、実施すること。
- 国内ドーピング防止機関の自主性及び独立性並びに国内ドーピング防止機関の運営上の 独立性(*例えば、*20.1.18)の要件を尊重すること。

第 20.7 条は、第 21.1-21.6 条において特定されていないその他の署名当事者 の役割と責任に対応するために追加されたものである。基本的に、これらの他の署名当事者 の役割及び責任は、「新たな世界ドーピング防止規程の署名当事者の受入れに関する WADA の方針」の附属書 A に記載されているとおりとする。

第22条 政府の関与

本条には、新たに2つの規定が追加された。新第22.2条は、ユネスコ条約に規定されている本規程の原則に対する各国政府のコミットメントを 定めるものである。新第 22.11 条は、ドーピング防止教育及び研修プログラムに対する政府の支援につい て定めるものである。

第24条 規程とユネスコ条約の遵守の監視と評価

WADA規程第24条の修正案は、その内容を、加盟者によるWADA規程遵守のための国際基準で提案されている変更点と整合させることを目的とするものであり、特に、正式な不遵守の通知や、復帰の条件が満たされていないとのWADAによる決定に対して異議を唱えるための手続き手続や、特定のケースにおいて適用されうる加盟者の結果のリストが含まれる。

被保護者、未成年者、レクリエーション選手

現行のWADA規程において、被保護者およびいる特別な保護は変更されていない。しかし、被保護者及び定義に新たな注釈が加えられ、被保護者及びレクリエーショナル・アスリートに特別な待遇が与えられるべき状況は、WADA 規程の中で明確に規定されており、明示されていないWADA 規程の他の部分に関して特別な待遇が意図されていると仮定すべきではないことが明確にされた。

被保護者及び/又は与えられる特別待遇を拡大する新たな規定が追加された。加えて、すべてではないが、被保護者及び/又はレクリエーショナル・アスリートに与えられる特別待遇の一部が、被保護者ではない未成年者(16歳及び17歳のエリート)にも適用されるようになった。 例えば

- 被保護者または未成年者を含む、第2.7条(人身売買)、第2.8条(管理)、または第2.9条(加担)の違反は、特に深刻であり、より 長い資格停止期間につながる可能性がある。(第13.3.3条および第13.3.4条)。
- 実質的な支援:被保護者及び未成年者のドーピングに関連する情報及び支援は、特に価値がある。(第10.7.1条(iv)及び第10.7.2条)。



- ドーピング防止規則違反の義務的な公表は、違反者が要保護者、未成年者又はレクリエーション競技者である場合には要求されず、 任意的な公表は、個人の最善の利益を考慮するものとする。(第14.3.6条)。
- 競技者支援要員が支援する要保護者又は未成年者がドーピング防止規則違反を犯した場合に、競技者支援要員に対して要請される調査(*例えば*、20.1.10)。競技者支援要員に対し、ドーピング防止教育のプレゼンテーションに出席し、支援する競技者、特に、特定保護対象者及び未成年者に対し、正確な情報を提供することを要請すること。(第 21.2.2 項)
- 被保護者及び未成年者に焦点を当てたドーピング防止教育及び研修プログラムを支援する政府のコミットメント(第22.11条)。